

■ 第2章 基本構想

今後10年間を通じてめざすべき姿

第2章 基本構想（今後10年間を通じてめざすべき姿）

『総社市民憲章』では、「郷土を大切に美しい環境をまもること、生涯学び明るい家庭をきずくこと、たがいに助け合いあたたかいまちをつくること」を謳っています。

この『総社市民憲章』を基本理念としながら、本市のめざす将来都市像「地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市」の実現のため、歴史や風土のなかで育まれてきた吉備文化と密接にかかわりあいつつ、地域と協働して「生きる力の育成」「学ぶ意欲と人権尊重の社会の構築」「ゆとりと生きがいの創造」のために、「郷土を愛し夢に向かって共に伸びる人づくり」に向けて、教育行政に総合的に取り組みます。

私たちのふるさと総社市は、古代吉備文化発祥の地として栄えた歴史と文化、豊かな自然環境に恵まれています。

私たちは、郷土のよさを活かし、さらに魅力ある住みよいまちづくりをする中で、次代を担う子どもを育成する必要があります。次代を担う子どもとは、郷土を愛する子ども、共に生きる子ども、夢や目標に向かって努力する子ども、正しいことは勇気をもって行う子どもと考えます。

そのため、まず総社市のめざす子ども像として「郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる子ども」を掲げ、子どもたちの生活のさまざまな場面で教育行政が一体となり、子どもたちを社会全体で育むことをめざします。（次ページ 図15参照）

めざす子ども像

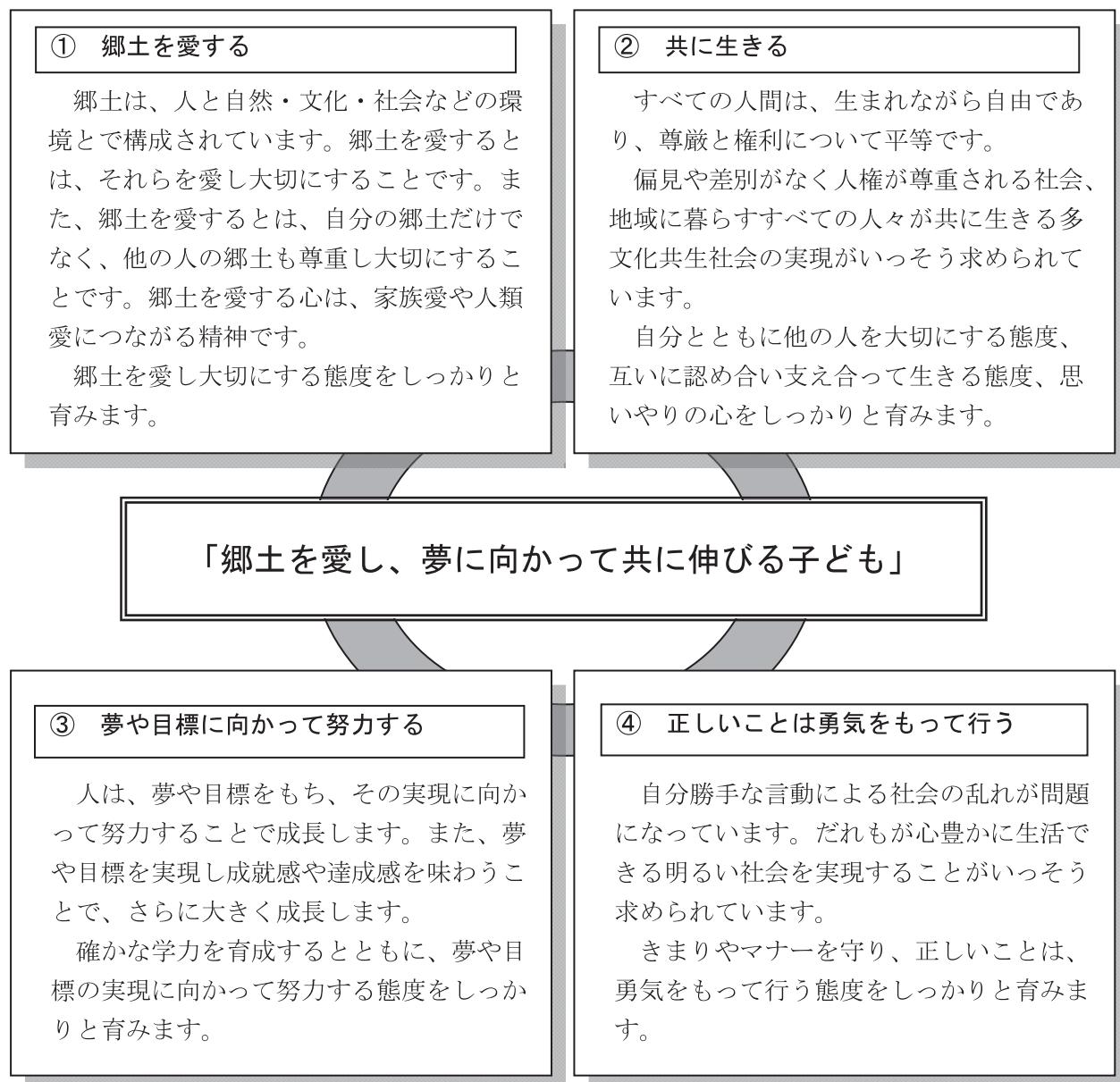


図 15 総社市のめざす子ども像

めざす子ども像を「郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる子ども」としたうえで、本市では、子どもたちを社会全体で育む中で、市民一人ひとりも「郷土を愛し、夢に向かって共に伸びる人」となることをめざし、次の事項を柱として、教育行政を総合的に推進します。

1 生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯にわたって、だれもが、いつでも、どこでも学習できる生涯学習社会の構築をめざし、学習内容の充実を図ることはもとより、学んだ成果を活かすことができる環境づくりに努めます。

2 家庭・地域の教育力の向上

家庭・学校・地域がそれぞれの役割を再認識し、互いに連携し支えあう中で、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもたちの成長を支援していく体制づくりに努めます。

3 学校教育の充実

将来を担う幼児・児童・生徒が、心身ともに健康でたくましく人間性豊かに成長していくため、教育内容の充実及び教育方法の工夫・改善を図るとともに、不登校への対応や特別支援教育の推進、幼児教育に関する施策の充実に取り組みます。

4 文化芸術活動の推進

市民の文化芸術活動の活発化及び多様化を促すとともに、施設整備や文化芸術活動に接する機会の拡充に努めます。また、美術品などの適切な保管、活用を図ります。

5 文化財の保護・活用

文化財の適切な保存、活用を図るとともに、保護意識を高めるために文化財の解説・紹介を行い、吉備文化を継承することに努めます。

6 スポーツ活動の推進

市民一人ひとりが健康で、だれでも、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。また、関係する各種団体の育成や支援、指導者の養成、青少年の健全育成などスポーツ環境の充実に取り組みます。

7 人権教育の充実

自由で平等な社会を築いていくために、すべての人の人権の尊重と個人の尊厳についての理解と認識を深める人権教育を展開します。

8 教育施設の整備・拡充

既存教育施設の適切な維持管理に努めるとともに、生涯学習・学校・文化・スポーツ施設の整備・拡充を進めます。

特に、学校施設の耐震化について、耐震診断の結果に基づき、年次的に耐震補強を図ります。